

別表（第7条関係）

1 センター本館使用料

区分		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30 分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時30 分	午前9時～ 午後9時30 分
ホール	入場料(会費)を 徴収する場合	円 8,000	円 11,000	円 11,000	円 19,000	円 22,000	円 30,000
	入場料(会費)を 徴収しない場合	4,000	5,500	5,500	9,500	11,000	15,000
舞台	入場料(会費)を 徴収する場合	5,000	6,000	6,000	11,000	12,000	17,000
	入場料(会費)を 徴収しない場合	2,500	3,000	3,000	5,500	6,000	8,500
大会議室		1,200	1,500	1,500	2,700	3,000	4,200
第1会議室		400	500	500	900	1,000	1,400
第2会議室		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
第3会議室		400	500	500	900	1,000	1,400
第4会議室		400	500	500	900	1,000	1,400
視聴覚室		900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
和室		900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
茶室		300	400	400	700	800	1,100
美術工芸室		900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300
調理実習室		800	1,000	1,000	1,800	2,000	2,800
楽屋		200	300	300	500	600	800
暗室		100	100	100	200	200	300
炉室		100	100	100	200	200	300

備考 器具使用料については、教育委員会規則で定める。

2 センター国府津学習館使用料

区分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30 分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時30 分	午前9時～ 午後9時30 分
第1会議室	円 400	円 500	円 500	円 900	円 1,000	円 1,400
第2会議室	100	200	200	300	400	500
大会議室	700	900	900	1,600	1,800	2,500
実習室	100	200	200	300	400	500
和室	200	300	300	500	600	800

備考 器具使用料については、教育委員会規則で定める。

別表第1（第4条関係）

区分		金額(1人につき)
個人	15歳以上の者 (中学生を除く。)	円 200
	小学生及び中学生	100
団体	15歳以上の者 (中学生、高校生及び大学生を除く。)	150
	高校生及び大学生	120
	小学生及び中学生	80

備考 団体とは、20人以上又は教育委員会が団体扱いとすることが適当であると認めるものをいう。

別表第2（第5条、第6条関係）

区分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30 分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時30 分	午前9時～ 午後9時30 分
視聴覚室	円 1,000	円 1,400	円 1,200	円 2,900	円 3,100	円 4,500
講堂	1,700	2,200	1,900	4,500	4,800	7,000
体験実習室	800	1,100	1,000	2,300	2,500	3,700
研修室	400	500	500	1,000	1,100	1,600
小研修室	200	300	300	600	600	900
食堂(調理室を含む。)	1人1泊につき 2,000円					
宿泊室(小宿泊室を含む。)						

備考

- 1 市内に在住し、又は在学する小学生又は中学生が使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。
(別表第3において同じ。)
- 2 共用する場合の使用料は、規則で定めるところによるものとする。(別表第3において同じ。)

別表第3（第5条、第6条関係）

区分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後9時30 分	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時30 分	午前9時～ 午後9時30 分
食堂(調理室を含む。)	円 1,000	円 1,400	円 1,200	円 2,700	円 2,900	円 4,200
宿泊室	400	500	500	1,000	1,100	1,600
小宿泊室	200	300	300	700	700	1,100

小田原市郷土文化館条例（昭和39年4月1日条例第19号）

最終改正:令和7年3月13日条例第8号

改正内容:令和7年3月13日条例第8号〔令和7年4月1日〕

別表（第5条、第10条関係）

1 松永記念館

区分	午前9時～正午	午後1時～午後4時	午前9時～午後4時
和室	円 1,000	円 1,000	円 2,000
茶室及び茶室附属棟	1,500	1,500	3,000
茶室附属棟	1,000	1,000	2,000

2 松永記念館老櫓^{きよ}荘

区分	午前9時～正午	午後1時～午後4時	午前9時～午後4時
茶室	円 1,500	円 1,500	円 3,000
広間	1,000	1,000	2,000
^{よりつき} 寄付及び和室	1,000	1,000	2,000

別表第1（第8条関係）

体育施設使用料

1 入場料（その他これに類する料金を含む。以下同じ。）を徴収しない場合

（1）城山庭球場

使用方法	区分		1時間
専用	コート1面	市民	350円
		市民以外の者	700円

（2）城内弓道場

使用方法	区分	午前9時～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時	午前9時～午後5時	正午～午後9時	午前9時～午後9時
専用	市民	1,100円	1,700円	2,500円	2,800円	4,300円	5,100円
	市民以外の者	3,300円	5,100円	7,800円	8,500円	12,900円	16,200円
共用	市民	1人1回につき					120円
	市民以外の者	1人1回につき					360円

備考1 この表において「市民」とは、小田原市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は事業所等のある団体をいい、「市民以外の者」とは、これらの者以外の者をいう。

2 第1号についての備考1の規定の適用については、備考1中「小田原市内」とあるのは、「小田原市、南足柄市、中郡二宮町、足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町若しくは開成町又は足柄下郡箱根町、真鶴町若しくは湯河原町の区域内」とする。

2 入場料を徴収する場合

前項各号に掲げる施設にあっては、1日につき、入場料の総額の1割に相当する額（その額が同項各号に規定する使用料の額の2倍に相当する額に満たないときは、当該2倍に相当する額）とする。この場合においては、同項各号に規定する使用料の額の2倍に相当する額を使用許可の際徴収し、使用終了後、精算するものとする。

別表第2(第17条関係)

体育施設利用料金上限額

1 入場料を徴収しない場合

(1) 城山陸上競技場

ア 陸上競技場

使用方法	区分		午前9時～ 正午	正午～午後 5時	午後5時～ 午後9時	午前9時～ 午後5時	正午～午後 9時	午前9時～ 午後9時	
専用	器具又は 器材を使用する場合	市民	5,650円	7,170円		11,300円			
		市民以外の者	16,960円	19,850円		33,930円			
	器具又は 器材を使用しない場合	市民	4,400円	5,650円	6,280円	8,530円	11,930円	14,710円	
		市民以外の者	14,180円	16,960円	16,230円	28,280円	33,200円	44,510円	
	サッカー に使用する 場合	市民	1時間につき						1,560円
		市民以外の者	1時間につき						4,700円
共用	市民		1人1回につき						100円
	市民以外の者		1人1回につき						300円

イ 附属施設

区分	午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時
会議室	730円	1,150円	830円	1,880円	1,980円	2,770円
トレーニングルーム	1,150円	1,510円	1,400円	2,610円	2,980円	4,130円

(2) 小峰庭球場

使用方法	区分		1時間
専用	コート1面	市民	360円

(3) 小田原球場

ア グラウンド

区分		1時間
職業野球団体		10,470円
社会人又は大学生を構成員とする団体	市内の団体	4,180円
	市外の団体	8,370円
高校生を構成員とする団体	市内の団体	3,130円
	市外の団体	6,280円
中学生又は小学生を構成員とする団体	市内の団体	2,080円
	市外の団体	4,180円

イ 球場附属施設・器具

区分		1時間
会議室		510円
本部室		300円
役員室		200円
電光式スコアボード		2,080円
放送器具		200円
球場照明施設	照明灯の全部を点灯する場合	17,800円
	照明灯の2分の1を点灯する場合	14,660円

(4) 上府中スポーツ広場

ア スポーツ広場

使用方法	区分		1時間
専用	市内の団体		1,250円
	市外の団体		2,500円

イ スポーツ広場附属施設

区分	1時間
スポーツ広場照明施設	1,030円

(5) 上府中バスケットコート

使用方法	区分		1時間
専用	コート1面	市民	300円
		市民以外の者	600円

備考1 この表において「市民」とは、小田原市内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は事業所等のある団体をいい、「市民以外の者」とは、これらの者以外の者をいう。

2 この表において「市内の団体」とは、小田原市内に事業所等のある団体をいい、「市外の団体」とは、市内の団体以外の団体をいう。

3 第1号及び第5号についての備考1の規定の適用並びに第3号及び第4号についての備考2の規定の適用については、これらの規定中「小田原市内」とあるのは、「小田原市、南足柄市、中郡二宮町、足柄上郡中井町、大井町、松田町、山北町若しくは開成町又は足柄下郡箱根町、真鶴町若しくは湯河原町の区域内」とする。

4 15歳以上の者(中学生を除く。)が第1号に掲げる施設のうち陸上競技場を共用により使用しようとする場合において、第17条第5項において準用する第8条第2項の規定にかかわらず、利用料金の前納の申出をしたときは、当該申出の日からその日の属する年度の末日までの間の陸上競技場の共用による使用に係る利用料金は、高校生にあっては1人につき880円、高校生以外の者にあっては1人につき1,880円とする。

2 入場料を徴収する場合

- (1) 前項第1号に掲げる施設にあっては、1日につき、入場料の総額の1割に相当する額(その額が当該施設の利用料金の額の2倍に相当する額に満たないときは、当該2倍に相当する額)とする。この場合においては、当該施設の利用料金の額の2倍に相当する額を使用許可の際徴収し、使用終了後、精算するものとする。
 - (2) 前項第3号に掲げる施設のうちグラウンドにあっては、1日につき、入場料を徴収しない場合のグラウンドの利用料金に入場料の最高額の100倍に相当する額を加算して得た額とする。
-

小田原文学館条例（平成6年9月30日条例第22号）

最終改正:令和元年6月27日条例第7号

改正内容:令和元年6月27日条例第7号〔令和元年6月27日〕

別表（第3条関係）

区分		金額（1人につき）
個人	一般	円 250
	小学生及び中学生	100
団体	一般	180
	小学生及び中学生	70

備考 団体とは、20人以上又は教育委員会が団体扱いとすることが適当であると認めるものをいう。